

2 都市計画の概要

(1) 都市計画の内容

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、土地の合理的な利用や都市の根幹となる施設、秩序ある街づくりを総合的に計画し実施するものです。

都市計画を定め、総合的に都市の整備を図る区域を都市計画区域として指定します。都市計画区域では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定し、都市計画区域マスタープランに基づき、線引きや用途地域、地区計画などの土地利用、道路や公園、下水道などの都市施設及び土地区画整理事業や市街地再開発事業を定めます。

また、近年は都市の賑わいや活力づくり、水や緑など都市のうるおいづくり、少子高齢化や情報社会への対応、住民や企業の参加による街づくりなども広い意味での都市計画の役割となっています。

